

資格を取って何年ですか？

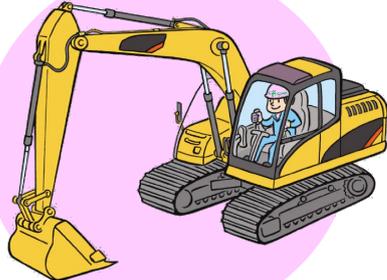
(労働安全衛生法第60条の2第2項)の規程に基づき資格取得後、一定期間(5年)ごとに安全衛生教育(再教育)を実施することが求められています。

教育の対象者(資格取得後5年経過)

1. 就業制限に係る業務に従事する者(技能講習修了者)



フォークリフト
(最大荷重1トン以上)



★車両系建設機械
(整地・運搬・積込・掘削用)



★玉掛け



ガス溶接

2. 特別教育を必要とする業務及び危険有害業務に従事する者(特別教育修了者)



★締固め(ローラー)



伐木(チェーンソー)



フォークリフト
(最大荷重1トン未満)

東関東教習センターでは、

★車両系建設機械(整地等)★玉掛★締固め(ローラー)および職長・安全衛生責任者教育の能力向上再教育を実施しております。

(各講習、学科のみ：15,000円)

* 出張講習も承っております。ご希望日・人数等、お気軽にご相談ください！

キャタピラー教習所株式会社 東関東教習センター

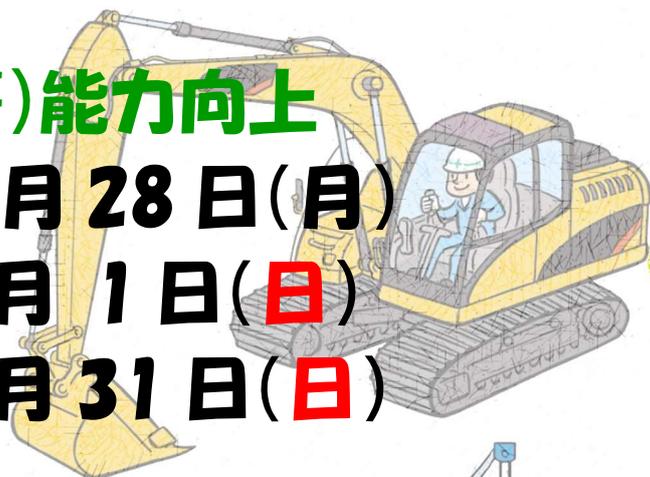
TEL 04-7133-2126 FAX 04-7133-2344

千葉県柏市十余二313

今後の予定

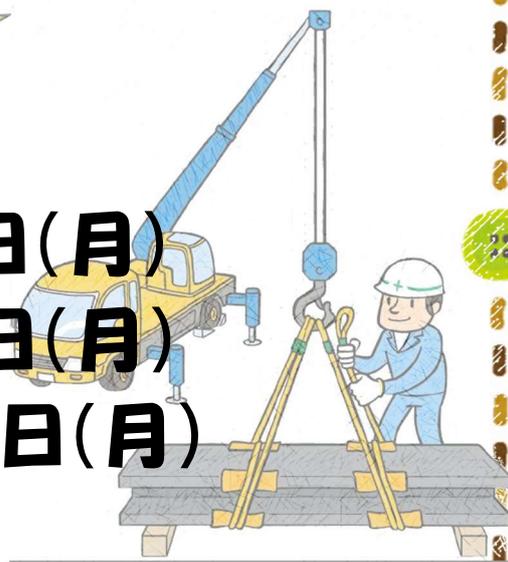
●車両系建設機械(整地等)能力向上

- ・ 2025年(令和7年)4月28日(月)
- ・ 2025年(令和7年)6月1日(日)
- ・ 2025年(令和7年)8月31日(日)



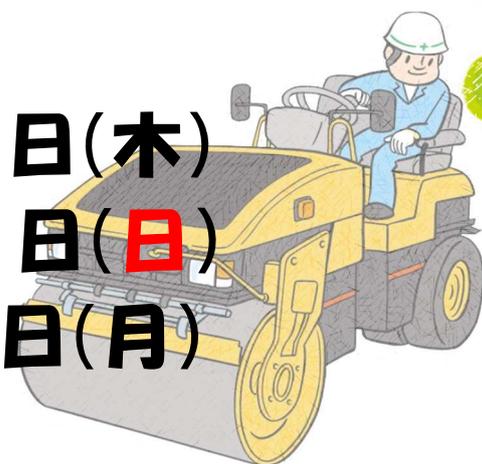
●玉掛能力向上

- ・ 2025年(令和7年)4月7日(月)
- ・ 2025年(令和7年)6月2日(月)
- ・ 2025年(令和7年)8月18日(月)



●締固め(ローラー)能力向上

- ・ 2025年(令和7年)4月17日(木)
- ・ 2025年(令和7年)9月28日(日)
- ・ 2025年(令和7年)8月18日(月)



●職長等能力向上

- ・ 2025年(令和7年)4月16日(水)
- ・ 2025年(令和7年)8月18日(月)

